

当事務所は、早くも繁忙期の「年末モード」に突入。皆様はお元気でしょうか？

## 労務協会からのお知らせ

### ★今年の年末調整の改正点について

#### ① 老年者控除が廃止されました

平成16年分までは、本人が老年者（年齢65歳以上、合計所得金額1,000万円以下の人）に該当する場合には、老年者控除（控除額50万円）適用を受けることが出来ましたが、この老年者控除が、平成17年分から廃止されましたので、年末調整においても老年者控除の適用はありません。

#### ② 65歳以上の公的年金等控除額が変更になりました

| その年中の公的年金等の収入金額（A） | 公的年金等控除額                      |
|--------------------|-------------------------------|
| 330万円以下            | 120万円                         |
| 330万円超410万円以下      | $(A) \times 25\% + 37万5,000円$ |
| 410万円超770万円以下      | $(A) \times 15\% + 78万5,000円$ |
| 770万円超             | $(A) \times 5\% + 155万5,000円$ |

③ 国民年金（基金）の保険料（掛金）の支払証明書を添付しなければならないこととされました  
本人または同一生計の配偶者その他の親族の負担すべき国民年金（基金）保険料（掛金）を支払った場合、年末調整で社会保険料控除の適用を受けるため、保険料控除申告書を提出する際には、支払証明書を添付（提示）しなければならないこととされました。  
支払証明書は11月初旬に社会保険庁からハガキで送られることになっています。

### ★地域別最低賃金が10月1日から677円に改定されています

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼び方を問わず全ての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金の対象となる賃金は、残業・休日出勤以外の通常の労働時間に支払われる賃金です。具体的には、

基本給+諸手当（ただし、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・残業手当・休日出勤手当・深夜勤務手当は除きます）

の1時間分の賃金が677円を超えていることが必要、ということになります。ご確認ください。

<編集後記>先日、弁護士の中坊公平さんの講演を聞く機会がありました。「現場に神宿る」という題の講演でしたが、その中で、「理念先行型の行動」⇒改良の先に改革はない、との言葉が印象に残りました。やはり、過去の延長線で考えても改革は出来ない、将来のビジョンに向けて進んでいかなければ、と再確認しました。そして、こうも言っておられました。「指揮官が理念先行型の行動をとると、とかく「暴君」になってしまう。「暴君」にならないためには何が必要か？それは「愛情」です」と。  
(一ノ宮 俊人)